

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
------------------	---

### 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会作りを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-2	介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
個別目標 1	介護給付費の適正化を図ること	
(主な事務事業)		
・介護給付等費用適正化事業		
個別目標 2	要介護認定の適正化を図ること	
(主な事務事業)		
・要介護認定適正化事業		
個別目標 3	必要な介護サービス量を確保すること	
(主な事務事業)		
・地域介護・福祉空間整備等交付金		
個別目標 4	介護サービスの質を確保すること	
(主な事務事業)		
・介護サービス適正実施指導事業		
・介護支援専門員等に対する研修事業		
・介護サービス情報の公表制度支援事業		
個別目標 5	認知症高齢者支援対策を推進すること	
(主な事務事業)		
・認知症対策等総合支援事業		

#### 施策の概要（目的・根拠法令等）

##### 1 目的等

高齢者、特に認知症高齢者や一人暮らし高齢者が急増していく中で、高齢者が、介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域において継続できるよう、介護給付の適正化や要介護認定の適正化等を通じて介護保険制度の適切な運営を図りつつ、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図る。

##### 2 根拠法令等

○介護保険法（平成9年法律第123号）

○地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律

第64号) 等

主管部局・課室	老健局介護保険課
関係部局・課室	老健局計画課・老健局老人保健課・老健局振興課

## 2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	76	79	99
2	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:%) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度)	—	—	—	—	集計中
3	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	5.9
4	施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	208	269	294	298
5	ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	189	477	639	1,796
6	ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	28
7	介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	29,505	34,634	37,781	34,813	28,391
8	介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度)	240,300	313,684	396,933	489,609	集計中
9	介護サービス情報の公表事業者数(単位:事業者数) (前年度以上/事業者)	—	—	—	—	81,414
10	認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・指定都市) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	—	62
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査(老健局介護保険課調べ)による。ただし、平成18年度の数値は平成19年7月時点の暫定値であり、平成20年3月に確定値を公表予定。また、当該調査は平成16年度から開始されたものであり、平成15年度以前の数値は把握していない。</li> <li>指標2は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告(老健局老人保健課調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。要介護認定適正化事業は平成19年度からの新規事業であるが、平成19年度の数値と比較するために、平成18年度の数値を集計しているものである。</li> <li>指標3は、「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値である。また、地域密着型サービスが制度化された平成18年度からのものである。</li> <li>指標4～6は、老健局計画課調べによるが、それぞれ研修開始年度からのものである。</li> <li>指標7は、老健局振興課調べによる。</li> <li>指標8は、老健局振興課調べによるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。</li> </ul>						

(IX-3-2)

- ・指標 9 は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービス情報の公表が制度化された平成 18 年度からのものである。
- ・指標 10 は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものであり、認知症対策総合支援事業における各種事業を 1 以上実施している都道府県・指定都市の数である。また、当該事業が開始された平成 18 年度からのものである。

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
介護給付費の適正化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	各種給付適正化事業を実施する保険者数の割合(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	76	79	99
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、介護給付適正化推進運動実施状況調査(老健局介護保険課調べ)による。ただし、平成18年度の数値は平成19年7月時点の暫定値であり、平成20年3月に確定値を公表予定。また、当該調査は平成16年度から開始されたものであり、平成15年度以前の数値は把握していない。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 介護給付等費用適正化事業						
平成18年度 地域支援事業47,311百万円の内数(補助割合:[国40.5/100][都道府県2 予 算 額 : 0.25/100][市町村 20.25/100][第1号保険料 19/100]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要 : 介護給付の適正化のための事業であり、介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供、介護保険事業者間による連絡協議会等の開催等を行うことで、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図る。						

個別目標 2					
要介護認定の適正化を図ること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	-	-	-	-	集計中
要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率(単位:%) (前年度に比べ、地域格差を縮小/毎年度) ※ 施策目標に係る指標 2 と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標 2 は、要介護認定等に係る認定調査結果等報告(老健局老人保健課調べ)によるが、平成 18 年度の数値は集計中であり、平成 19 年度中に公表予定。要介護認定適正化事業は平成 19 年度からの新規事業であるが、平成 19 年度の数値と比較するために、平成 18 年度の数値を集計しているものである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 要介護認定適正化事業					
平成 年度 : 百万円					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要 : 要介護認定に関して課題を有する市町村(保険者)に対し技術的助言を行う「認定適正化専門員」を介護認定審査会の運営現場へ派遣することなどにより、全国一律の基準に基づく客観的かつ公平・公正な審査判定を徹底し、要介護認定の適正化を推進する。(平成19年度新規事業)					

個別目標3						
必要な介護サービス量を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	介護サービス利用者数に対する地域密着型サービス利用者数の割合 (単位：%) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標3と同じ。	-	-	-	-	5.9
2	介護療養病床の病床数(単位：床) (一) ※平成24年4月1日に廃止	137,968	139,636	138,942	129,942	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、「介護給付費実態調査月報」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年3月のサービス提供実績を基に算出された数値である。また、地域密着型サービスが制度化された平成18年度からのものである。</li> <li>指標2は、「介護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ)によるものであり、毎年10月1日現在の数値であるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年秋頃に公表予定。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：地域介護・福祉空間等整備等交付金						
平成18年度：44,310百万円(交付割合：[国定額])						
予 算 額：一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体：本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要：国民が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう市町村が地域の实情に合わせて、裁量や自主性を生かしながら介護サービス基盤等を整備することを支援する。						

個別目標4						
介護サービスの質を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	施設管理者研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標4と同じ。	—	208	269	294	298
2	ユニットリーダー研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標5と同じ。	—	189	477	639	1,796
3	ユニットケア指導者養成研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標6と同じ。	—	—	—	—	28
4	介護支援専門員実務研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標7と同じ。	29,505	34,634	37,781	34,813	28,391
5	介護支援専門員現任研修修了者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標8と同じ。	240,300	313,684	396,933	489,609	集計中
6	介護サービス情報の公表事業者数(単位:事業者) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標9と同じ。	—	—	—	—	81,414
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1～3は、老健局計画課調べによるが、それぞれ研修開始年度からのものである。</li> <li>・指標4は、老健局振興課調べによる。</li> <li>・指標5は、老健局振興課調べによるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成19年度中に公表予定。</li> <li>・指標6は、老健局振興課調べによるものであり、介護サービス情報の公表が制度化された平成18年度からのものである。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 介護サービス適正実施指導事業						
平成18年度 予 算 額	3,786百万円 ・都道府県・指定都市が実施する場合 (補助割合: [国1/2][都道府県・指定都市1/2]) ・市町村(指定都市を除く。)が実施する場合 (補助割合: [国1/2][都道府県1/4][市町村1/4]) ただし、老人クラブ等事業については ・市町村(指定都市・中核市を除く。)が実施する場合 (補助割合: [国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]) ・指定都市・中核市が実施する場合 (補助割合: [国1/3][指定都市・中核市2/3]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 改正後の介護保険法を適正に実施していくために、新たなサービス等に対応した人材養成等により、介護サービスの質の確保・向上を図る。						
事務事業名 : 介護支援専門員等に対する研修事業						

平成18年度 予 算 額	515百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	介護支援専門員は、要介護者等の希望や心身の状況、置かれている環境等を適切に把握し、自立生活を支援する観点から、多職種連携により、適切なサービス利用計画を総合的に設計し、提供する役割を担っており、その資質の向上を図るため、養成段階から実務に就いた後に至るまで、継続的に研修の機会を提供できるよう体系的に研修事業を行い、介護支援専門員の必要な知識・技能の修得を図る。
事務事業名	介護サービス情報の公表制度支援事業
平成18年度 予 算 額	3,038百万円 ・都道府県が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） ・社団法人が実施する場合（補助割合：[国10/10]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	介護サービスの質の向上、利用者の権利擁護等の観点から、介護サービス事業所が利用者に対し、サービス選択に必要な情報を公表する「介護サービス情報の公表」制度について、各都道府県における円滑な実施を支援するために財政的支援等を行うとともに、全国的見地から、介護サービス情報公表支援センターを設置しているシルバーサービス振興会に対して、公表システムの構築や普及啓発に係る財政的な補助を行うことにより、将来に渡り、安定的かつ継続的に制度運営を支援する。



個別目標5					
認知症高齢者支援対策を推進すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	—	—	—	—	62
認知症対策等総合支援事業における各種事業の実施都道府県・指定都市数(単位:都道府県・市町村) (前年度以上/毎年度) ※ 施策目標に係る指標10と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室調べによるものであり、認知症対策総合支援事業における各種事業を1以上実施している都道府県・指定都市の数である。また、当該事業が開始された平成18年度からのものである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 認知症対策等総合支援事業					
平成18年度	1,550百万円(補助割合:[国1/2][都道府県・指定都市1/2])				
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
概要: 認知症となった本人やその家族に対し、認知症の各ステージに即した支援を行うことを目的として、地域支援、医療体制の充実、認知症ケアの質の向上等認知症対策を総合的に推進する。					